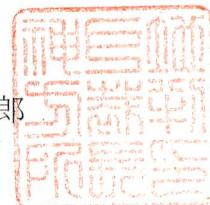


神戸地裁総第 600 号

令和 4 年 7 月 12 日

山 中 理 司 様

神戸地方裁判所長 西 川 知一郎



司法行政文書開示通知書

4 月 22 日付けで申出（同月 26 日受付）のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成 31 年度事務分配等規程（平成 31 年 4 月 1 日施行）の表紙、目次及び別表第 1 から別表第 3 まで（片面で 9 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課文書係 電話 078（367）1019

# 平成 31 年度

## 事務分配等規程

神戸地方裁判所

- 平成30年12月14日決議  
(平成31年1月1日施行)
- 平成30年12月14日決議  
(平成31年1月4日施行)
- 平成31年1月21日決議  
(平成31年1月16日適用)
- 平成31年2月15日決議  
(平成31年2月27日施行)
- 平成31年2月15日決議  
(平成31年3月7日施行)
- 平成31年3月14日決議  
(平成31年3月25日施行)
- 平成31年3月14日決議  
(平成31年3月28日施行)
- 平成31年3月14日決議  
(平成31年4月1日施行)

第1編 総 則	1
第2編 本 庁	2
第1章 民 事 部	2
第1節 裁判事務の分配	2
第2節 裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	8
第2章 刑 事 部	9
第1節 裁判事務の分配	9
第2節 裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	14
第3編 支 部	15
第1章 尼 崎 支 部	15
第1節 裁判事務の分配	15
第2節 裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	17
第2章 姫 路 支 部	18
第1節 裁判事務の分配	18
第2節 裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	19
第3章 尼崎及び姫路を除く支部	19
第4編 管 内 簡 易 裁 判 所	20
第1章 神戸簡易裁判所	20
第1節 裁判事務の分配	20
第2節 裁判官の配置, 開廷日割及び代理順序	23
第2章 尼崎簡易裁判所	23
第3章 姫路簡易裁判所	25
第4章 神戸, 尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所	26
第5編 司法行政事務の代理順序	27
第1章 本 庁	27
第2章 支 部	27
第3章 管内簡易裁判所	28
第4章 補 則	29

## 別 表

別表第1 本庁の裁判官の配置及び開廷日割 · · · · 31

別表第2 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置 · · 33

別表第3 尼崎及び姫路を除く支部の裁判官の配置及び  
代理順序 · · · · 35別表第4 神戸簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割  
· · · · 37別表第5 尼崎簡易裁判所及び姫路簡易裁判所の裁判官  
の配置及び開廷日割 · · · · · 38別表第6 神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所の  
裁判事務の分配、開廷日割、裁判官の配置及  
び代理順序 · · · · · · · · 41

(別表第1)

## 本庁の裁判官の配置及び開廷日割

部・係	開廷日割	配置	裁 判 官
第1民事部	火, 水, 木, 金	黒岸大竝 田本島木	豊成代明 寛道信
第2民事部	月, 火, 水, 木, 金	小三武竹池 池浦村村見	善子樹里加 明康重友祥
第3民事部	隨時	富長浦 田島川	彦子剛 一寧
第4民事部	月, 火, 木, 金	阿下姥牛 多山迫濱	子誠司輝 麻浩裕
第5民事部	火, 水, 木, 金	(齋富高大立 藤田橋河仙	聰彦子子矢 (彦子子矢 奈
第6民事部	月, 水, 金	泉横今 田城	薰紀徳 昌智

労 働 審 判 官	(泉 (横 (今 田城 昌智 薰(紀)徳)
調 停 主 任	(岸 (大 (高 (横 (大 (下 (三 (武 (姥 本島橋田河山浦村迫 寛道綾昌三 康重浩 成代子 (紀子 (子誠 (樹子 (司)

部 係	開 �廷 日 割	配 置 裁 判 官
第 1 刑 事 部	月, 火, 水, 木, 金	飯 松 島 健 太 郎 修 浩 夏 神 堀 井 原 優
第 2 刑 事 部	月, 火, 水, 木, 金	小 安 倉 哲 浩 拓 子 国 達 分 史 薫
第 3 刑 事 部	(隨時)	(宮 崎 英 一) (松 井 優) (堀 井 優) 修 夏)
第 4 刑 事 部	月, 火, 水, 木, 金	川 上 川 宏 和 村 村 原 志 都 市 宮 開 人

部に属しない裁判官	河 國 原 春 奈 原 井 陽 平
-----------	----------------------

## (別表第2)

## 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置

## 1 尼崎支部

## 第1民事部

裁 判 官	田 中 中 末 川 今 久 中 吉 田 澤 皆 川	健 秀 裕 正 真 幸 順 川 口	治 雄 子 充 一 大 子 更 寧
裁 判 官			
裁 判 官			
裁 判 官			
(裁 判 官)			
(裁 判 官)			
(裁 判 官)			
裁 判 官			
裁 判 官			

## 第2民事部

裁 判 官	宮 今 吉 田 澤 藤	武 中 岡 中 田 田	康 雄 一大子 絮
(裁 判 官)			
裁 判 官			
裁 判 官			
裁 判 官			
裁 判 官			

## 刑事部

裁 判 官	佐 澤 西 小 谷	藤 田 森 泉 田 部	洋 正 英 敬 峻
(裁 判 官)			
(裁 判 官)			
裁 判 官			
裁 判 官			

## 部に属しない裁判官

裁 判 官	山 口 由 沙	佳 代
裁 判 官		

## 2 姫路支部

## 民事部

裁 判 官	徳 小 村 山 吉 井 石 山 松	岡 堀 上 本 澤 上 井 崎 井	由 美 子 悟 彦 道 和 紀 沙 寛 太 朗
裁 判 官			
裁 判 官			
裁 判 官			
裁 判 官			
裁 判 官			
裁 判 官			
裁 判 官			

刑事部

裁	靖子	樹
裁	弥ヨキ	一
裁	美ユ	さ
裁	善太	和子
裁	佐	
裁	山	
裁	原	
裁	森	
裁	上	
裁	藤	
裁	木	
裁	中	
裁	田	
裁	鈴	
裁	井	
裁	世	
裁	藤	
裁	烟	
官	官	
官	官	
官	官	
官	官	
官	官	
官	官	
官	官	

(別表第3)

尼崎及び姫路を除く支部の裁判官の配置及び代理順序

1 伊丹支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
原 司	和田三貴子, 森 大輔, 石川 理紗 の順序
和田三貴子	原 司, 石川 理紗, 森 大輔 の順序
森 大輔	石川 理紗, 和田三貴子, 原 司 の順序
石川 理紗	森 大輔, 和田三貴子, 原 司 の順序
(司法行政事務) 原 司	和田三貴子, 森 大輔 の順序

2 明石支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
福井 健太	坂上 文一, 吉澤 曜子 の順序
坂上 文一	吉澤 曜子, 福井 健太 の順序
吉澤 曜子	坂上 文一, 福井 健太 の順序
(司法行政事務) 福井 健太	坂上 文一, 吉澤 曜子 の順序

3 柏原支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
今中 秀雄	尼崎支部の裁判官
(司法行政事務) 今中 秀雄	宮武 康, 佐藤 洋幸 の順序

## 4 社支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
崇島 誠二	姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 崇島 誠二	畠山 靖, 小堀 悟 の順序

## 5 龍野支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
和田 健	姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 和田 健	畠山 靖, 小堀 悟 の順序

## 6 豊岡支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
(合議体) 島崎 卓二 本庁から填補 本庁又は姫路支部 から填補	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
島崎 卓二	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
山本 正道 (姫路支部から填補)	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 島崎 卓二	阿多 麻子, 齋藤 聰の順序

## 7 洲本支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
平工 信鷹	本庁の裁判官
(司法行政事務) 平工 信鷹	阿多 麻子, 齋藤 聰の順序